

## 2020 年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大</p>	<p>地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約の対象契約、又は同法施行令第 167 条の 17 に基づき条例で定めることができる対象契約にソフトウェアのライセンス契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。</p> <p>〔 ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることができる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。 〕</p>	<p>長期継続契約（234 条の 3）を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。</p> <p style="text-align: right;">〔総務省〕</p>
<p>消費生活協同組合（連合会）実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し</p>	<p>消費生活協同組合（連合会）実態調査に関する事務のうち、「都道府県所管生協への調査票の配布」について、都道府県経由を廃止し、国が直接送付することとする。</p> <p>また、都道府県票の調査項目のうち、「財務状況」については、組合票の調査項目とする。</p> <p>〔 各組合は、「組合票」の回答を国（調査委託事業者）に送付し、「決算関係書類」データを都道府県に送付することとされており、送付先が複数となることで、事務に負担が生じている。</p> <p>また、各組合の決算関係書類については、本調査以前に報告を受け、確認を行っているものであり、都道府県から回答する必要性はなく、各組合への調査票の送付、決算関係書類データの回収及び国への送付等の事務負担のみが生じている。 〕</p>	<p>消費生活協同組合（連合会）実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を経由せず国が直接実施する方向で検討し、令和 3 年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止</p>	<p>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載について、医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。</p> <p>都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題支障が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益が生じている。</li> <li>・保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり、医療機関の事務に混乱を生じさせている。</li> <li>・都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。</li> </ul>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>[内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省]</p>
<p>土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し</p>	<p>法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする。</p> <p>また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続きを迅速化する手法を明示し、周知する。</p> <p>現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出（土地所有者等）」→「弁明の機会の付与（県）」→「回答（土地所有者等）」→「土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令（県）」→「土壌汚染状況調査結果提出（土地所有者等）」となる。</p> <p>土地所有者等が、届出時点において土壌汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている</p>	<p>使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令（3条8項）を行う場合には、行政手続法（平5法88）第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、地方公共団体等に周知する。</p> <p>[総務省・環境省]</p>